

鹿屋市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の
一部を改正する要綱

鹿屋市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和
3年鹿屋市告示第290号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。